

★★あんきで暮らしやすい住まいづくりを応援します！★★

令和3年度 住宅リフォーム補助制度

**令和3年度から3年間、
住宅リフォーム補助事業を行います!!**

※1住宅につき1度しか利用できませんので、よくご検討の上、申請ください。
※令和2年度の緊急経済対策住宅リフォーム補助制度を利用した住宅は、申請できませんのでご注意ください。

補助対象者

本市に住民登録をされており、市税等の滞納がない方

対象となる住宅

市内の一戸建て住宅 または 併用住宅
(住宅として利用する倉庫や車庫、外構の工事対象です)



補助金額

対象工事金額に応じて以下の補助金が受けられます

対象工事金額	補助率	補助上限
10万円以上～100万円以下	工事費の1/5	20万円
100万円を超える工事	工事費の1/3	50万円

対象となる工事

次のすべてを満たす工事

- ① 居住の用に供する住宅のリフォーム工事
- ② 市内の業者又は個人が施工する工事
- ③ 交付の対象となる費用が10万円以上の工事（消費税含む）
- ④ 申請した年度内に完了する工事

受付期間

年間を通じてご利用いただけるよう、受付を年2回に分けて行います。

前期：令和3年4月12日から

後期：令和3年7月（予定）

（※それぞれ、交付累計額が予算に達した時点で受付を終了します）

◆ 手続き方法、問い合わせ先については裏面をご確認ください。

手続き方法

◆次の書類を工事に着工する前に都市整備課までご提出ください。

申請に必要な書類

- (1) 住宅リフォーム工事計画書（様式第1号）
- (2) 誓約書兼承諾書（様式第3号）
※様式については、市のホームページまたは都市整備課窓口にて配布
- (3) 工事費内訳書の写し（補助対象工事の確認ができるもの）
- (4) 付近見取図（住宅地図等）
- (5) 工事の内容がわかる図（写真等に範囲と内容を記載したものでも可）
- (6) 住宅の全景写真（補助対象住宅の確認ができるもの）
- (7) 工事施工箇所の写真（施工前の確認ができるもの）※(5)が写真の場合は別途提出



◆そのほか、市長が必要と認める書類

- ・併用住宅の場合、住宅部分の工事であることがわかる書類
- ・他の補助制度を利用する場合、その費用がわかる内訳書 等

※以下の工事は補助金の対象となりません。ご注意ください。

- (1) 賃貸住宅又は賃貸予定の住宅の工事
- (2) 申請者自らが行う機器、設備等の購入で、工事業者が行わないもの
（例）市内業者から物品のみを購入して自身で工事を行うなど
- (3) 移動又は取り外し可能な機器又は製品の設置
（例）家具、家電、カーテンなど
- (4) 併用住宅における住宅部分以外の工事
- (5) 申請者が施工業者の場合の労務費（材料費は補助対象とする。）
- (6) 新たに下水道へ接続する排水設備工事
- (7) 浄化槽設備の工事
- (8) リフォームを伴わない解体工事
- (9) 他の補助制度を利用する工事で、当該補助制度と重複計上となる費用
- (10) 公共工事の施工に伴う移転補償費の対象となる工事

◆市長が補助金の交付が適当でないとする工事及び工事費用

- ・建築確認申請が必要な工事で建築確認済証がないもの

※補助を受けられる回数は、1住宅につき1回限りとなります。

◆そのほかご不明な点等ございましたら、直接お問い合わせください。



◆◆◆ お問い合わせ・受付窓口 ◆◆◆

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号

飛騨市役所 西庁舎3階 基盤整備部 都市整備課

電話 0577-73-0153

FAX 0577-73-7500

E-mail toshiseibi@city.hida.lg.jp